

平成 27 年度第 1 回定時理事会議事録（要旨）

- 1 開催の日時及び場所
平成 27 年 4 月 22 日（水）
午後 3 時 29 分～午後 4 時 46 分
調布市国領町 3 丁目 8 番地 1
調布市国領高齢者在宅サービスセンター 活動室 2
- 2 理事の現在数 7 名
- 3 定足数 4 名
- 4 出席理事数 6 名
- 5 審議事項
議案第 4 号 平成 26 年度事業報告（案）について
議案第 5 号 平成 26 年度収支決算（案）について
議案第 6 号 定時評議員会の招集及び提出議案について
- 6 報告事項
報告第 1 号 平成 26 年度第 3 四半期苦情解決状況について
報告第 2 号 平成 26 年度中期計画の取組状況について

7 会議の過程及びその結果

(1) 会議成立の報告

冒頭で事務局次長が定員数の充足を確認し、会議が有効であるとの報告があった。

(2) 議事録署名人の選任

定款に基づき、議事録署名人が理事長及び監事であることを説明し、議案の審議に移った。

(3) 審議事項

ア 議案第 4 号 平成 26 年度事業報告（案）について

事務局より次のように説明があった。

『概要』

『公社を取り巻く社会環境と公社の現状』

「平成 27 年 4 月の介護保険制度改正において、国は、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を見据え、地域包括ケアシステムの構築のほか、医療提供体制の構築に向けて、医療と介護の一体的な改革を進めることとしている。また、制度改正の中では、元気な高齢者の社会参加や住民主体による地域の支え合いなど、地域の「互助」の役割の重要性が示されている。

調布市では、地域包括ケアシステムの構築に向け、第 6 期調布市高齢者総合計画を策定し、介護予防や生活支援の見直し、認知症の支援等を初め、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を推進していくこととしている。

公社では、公益法人としての使命を果たすため、「循環型システムの推進」「総合的・一体的なサービス提供」「公社の持つネットワークを基盤とした事業の展開」の 3 点を、公益目的を達成するために必要な仕組みとして捉え、事業を展開してきた。また、調布市と共同し、市内 6 カ所の事業所に支援困難事例についての調査を実施した。通所介護

サービス提供における利用者の状況、支援困難事例の実態と対応方法の課題を把握し、共有することにより、今後に役立てていくため、現在、調査票の結果を集約し、内容について評価・分析を行っている。」

『重点事業の取組』

「平成 26 年度は、以下 5 点の重点事業の取組を行った。

(1) 介護保険制度改正への対応検討。

地域包括ケアシステムの構築や高齢者を支える仕組みづくり等の取組をこれまで以上に推進していくため、公社内にプロジェクトチームを設置し、制度改正への理解を深めるとともに、既存事業への影響や対応について検討を行った。中でも、調布市で平成 28 年度に移行を予定している総合事業については、公社が実施している介護予防サービスや住民参加型サービスにも大きな影響があることが予測されることから、住民参加型の基盤を強化するため、登録説明会の回数を増やすなど、協力会員の拡充にも努めた。

(2) 家族介護者を支援する取組。

認知症の当事者、家族介護者、地域住民、専門職、ボランティア等が集い・交流する「だれでもカフェ」を、平成 26 年 7 月からモデル事業として開始した。国領町と入間町の 2 拠点を活用し、偶数月の第 4 日曜日に「こくりょうカフェ」、奇数月の第 4 土曜日に「ぷちカフェ」を開催し、専門職が家族介護者の悩みや相談を丁寧に行き届けるのと同時に、アドバイスや情報提供を行った。さらに、平成 26 年 1 月に発行した「調布市認知症高齢者等を介護する家族支援マップ」を改訂し、市内関係機関の窓口を設置するとともに、新聞折り込みで広く市民に対して周知した。このほかにも、国領デイサービス、デイサービスぷちぼあん、地域包括支援センターゆうあいの各事業の中で家族会を開催し、取組を進めた。

(3) 国領デイサービスにおける祝日開所に向けた取組。

平成 27 年 4 月の実施を目指して準備を進めてきたが、平成 26 年第 3 回定例理事会でご報告したとおり、看護師の採用に目途が立っていなかったことから、調布市と協議の結果、延期とした。看護師の採用については引き続き厳しい状況に変わりはないが、人事異動により補充ができ、体制を整えることができたので、現在、平成 27 年 10 月から祝日開所予定で進めている。

(4) 高齢者等への安全・安心な食事提供へ向けた取組。

平成 26 年 5 月から栄養士を増員し、「利用者個々の状況に応じた栄養支援」と、「食形態等への対応」を強化した。このことにより、公社の住民参加型サービスを担う協力会員に対し、栄養士が調理現場での個別指導などを行い、日々の食事づくりに専門的な対応を反映できるようにした。このほか、訪問介護事業のヘルパーに対しても、栄養支援や調理技術等の研修を行い、訪問介護サービスでの安全・安心な食事の提供に努めた。デイサービス利用者への対応では、利用者のニーズに沿った特別食の強化とソフト食の実施に向け、協力会員を対象に外部講師による学習会を実施した。災害対応においては、食事サービスの配達中の災害発生時の備えとして、震度 5 強の地震を想定した防災訓練を実施した。配達活動を担う協力会員がほぼ全員参加し、防災意識を高めることができた。

(5) 施設改修計画の作成。

懸案となっている施設の改修については、施設改修検討プロジェクトチームを設置し、これまでの改修に関する調布市との協議や、公社衛生委員会及び職員面談等が出された課題等を踏まえ、新たに今後の事業運営に支障が生じる箇所を加えた内容として、三期に分けた改修計画を作成した。当施設は、東京都や調布市の施設であるため、大がかりな改修の実施には多くのハードルがあること、また、調布市の施策展開によっても計画の見直しが想定されるため、今後も引き続き調布市との協議を進めていく。」

『個別事業報告』

『高齢者及び障害者等の生活支援に関する事業』

「1、有償在宅福祉サービス事業」

「公社理念に基づき、地域包括ケアシステムの実現に向けて、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、支え合いの地域づくりを推進した。有償在宅福祉サービス事業は、介護保険制度等では対応できないニーズに対して、協力会員が担い手となり、専門職がコーディネートし、柔軟かつ迅速にサービスを提供した。さらに、地域包括支援センターや他機関、民間事業者等と連携を図り、公社がセーフティネットとしての役割を果たし、高齢者や障害者などの支援を行った。

食事サービスでは、協力会員、おなかまランナーの皆様が担い手となり、利用会員の方々に食事をお届けし、在宅での生活を支援した。利用者のニーズに沿った特別食の強化とソフト食実施に向け、外部講師による調理実習を実施した。利用者の飲み込みなどの状態に合わせた粥や刻み食など特別食、そして服薬等に対応する禁止食を間違えて提供しないよう、職員も加わってチェック体制を強化した。

会員交流事業として、演奏会及び懇談会を実施し、会員同士の交流と、楽しみと生きがいを創出することができた。」

「2、生活支援コーディネート事業（ちょこっとさん）」

「高齢者の自立した生活に向けて、元気な高齢者などが登録ボランティアとして参加し、電球交換や荷物の上げ下ろしなど「ちょっとしたお困りごと」を支援した。サービスの利用をきっかけとして専門職がモニタリングを行い、生活全般の相談に応じ、必要に応じて制度やサービスにつなげることができた。このほかにも、これまで公社が蓄積してきた情報やノウハウを、金沢市福祉サービス公社や狛江市社会福祉協議会等に提供し、生活支援の仕組みづくりの取組を支援した。

なお、生活支援サービスのコーディネートシステムを構築する先駆的な取組として、平成18年に開始した本事業が、東京都の「生涯現役社会に向けたシニアの社会参加推進事業」の取組事例で紹介された。

実績については、相談件数148件、利用件数109件であった。」

「3、在宅福祉サービスに関する相談事業」

「高齢者を中心に、障害者、病弱者及びひとり親家庭等の総合相談の窓口として、公社が展開している地域包括支援センターや介護保険事業によって蓄積した情報やノウハウを活用し、在宅生活における介護などのさまざまな相談に応じた。また、地域の機関と連携しながら、公社の持つ情報やネットワークを駆使し、問題解決に向け、支援した。24時間365日対応することで、市民の誰もがいつでも相談ができる安心を与え、信頼を築くことができた。

医師及び弁護士による相談は、個人だけではなく市内の事業所の専門職等が相談できる機会として門戸を広げ、地域の福祉・介護サービスの人材のサポートや資質向上への取組を進めた。」

「4、居宅介護支援事業」

「平成 26 年度は、利用者の望む暮らしが実現できるように適宜アセスメントを実施し、ケアプランの作成、変更を 1,565 件、実施した。平成 26 年度はアセスメントについての研究を重ね、介護保険サービスのみならず、地域の社会資源を取り入れたプランを作成した。また、ターミナル期の援助にも取組み、医療機関と連携をとりながら、本人や家族の不安のケアに努めた。また、一人で暮らしている要介護 1 あるいは 2 の認知症の方も多く、ご本人の望まれる生活のために家族や他機関と連携をとりながら支援体制を整えることが多くあった。これからも引き続き、公益法人の居宅支援事業所として、多くの課題、特に認知症や精神疾患、経済的な課題を持ち、家族関係が複雑な利用者に対しても、地域包括支援センターや医療機関と連携をとりながら丁寧に支援していく。」

「5、調布市地域包括支援センターゆうあい事業」

「市内最多の高齢者人口の地区を担当しており、地域のセーフティネットとして、また、地域包括ケアを支える拠点として、高齢者や障害を持つ人が地域で安心して暮らせるよう努めた。

地域の団体や自治会への出張説明会では、訪問看護ステーションの理学療法士による介護予防のための運動機能維持のポイントを話していただく等、介護保険サービス事業所と協働して行うことができた。また、認知症サポーター養成講座については、福祉に深い関心を持つ飲食店店主からの会場提供を得たこともあり、ほかの場所での開催も含め、5 回開催した。店主の方が、講座開催報告を独自でフェイスブック等ソーシャルネットワークサービスで発信して下さることができたことなど、幅広く普及する機会を持つことができた。また、自治会と話し合いを行い、集合住宅での臨時での相談を受ける機会を設定した。来所や、各個別の訪問相談とは異なり、集まった方々の会話の中で、介護予防について、地域で行っている活動について、また、元気であるための秘訣を共有することができた。

個別の相談においては、新規相談、実態把握数は少し減っているが、相談実績の数値が上がっている点から、相談をお受けしてから、複数回の相談対応をして、時間をかけてサービス利用につながるケースが増えている傾向があると考えられた。複雑な問題があったり、別居家族等が心配になってご相談くださったりと、本人が希望されず、かわりを継続しながらサービスの利用を促していったケースが目立った。調布市の一般施策においては、緊急通報システムの導入の相談が多くあった。平成 26 年度の途中で対象が 80 歳ひとり暮らしの方から、75 歳ひとり暮らしの方と年齢条件が緩和されたこともあり、生活上の支障はまだないが、ひとり暮らしのため不安があるという方へ提案しやすく、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の方が自宅で安心して過ごせるためのツールとして有効であると思われた。

地域ケア会議においては、“地域で孤立しない生活～つながり作り～”についてをテーマにし、事例を通じた話し合いを 2 回、防災について 1 回、地域で考えることができた。出席者から、「わかりやすい事例で問題点も出しやすかった」「どのような役割を担える

のか話し合えてよかった」と感想をいただいた。今後も地域包括ケアシステム構築においては、自治会・地域団体・介護保険事業所・医療関係機関等の協働が必須であるため、具体的な事例への話し合い、取組を通じて、ネットワークの構築、地域課題への共有等を図ることが必要と思われる。

全体的に、認知症サポーター養成講座への反響、認知症相談が増えていることで、参加者の反響などから認知症への関心の高さを感じた。今後も協力の輪がさらに広がっていくよう取り組んでいく。」

「6, 訪問介護事業」

「公社職員の介護士による介護保険サービスとして、訪問介護と介護予防訪問介護サービスを提供した。利用者が安心して地域で在宅生活を継続できるよう、自立支援を目指し、チームケア方式による質の高いサービスの提供に努めた。さまざまな課題を抱える利用者を、介護支援専門員や地域包括支援センター等の関係機関と連携し、サービス提供を通して支援した。しかしながら、平成26年度も、7月から8月にかけて、入院による長期の中止や夏季休暇中の家族対応によるキャンセルが重なり、利用実績が減少した。加えて、10月以降は、毎日型として頻繁に援助に入っていた利用者の中止が相次ぎ、実績が大きく減少した。居宅介護支援事業所への定期訪問をして働きかけるなど、新規の受入れを進めたが、年間で938時間余の訪問時間が減少した。」

「7, デイサービスぷちぼあん事業」

「ぷちぼあんでは、認知症になっても少しでも長く在宅で暮らし続けることができるように、重度化に対応したきめ細かな個別ケアを実践している。しかし、継続して利用している方の中には、高齢化に伴い認知症状が進行し、在宅生活が困難となり、月の半分程度ショートステイを利用したり、施設入所や入院する方が多くなった。通所に結びつくまで時間のかかる利用者も受け入れるなど、新規の受け入れを進めているが、利用延べ人数は平成25年度よりも264人少ない2,308人であった。

施設面では、平成25年度末のベッドの増設に続き、車椅子対応トイレを増やすなどの改修・整備を行った。

また、地域開放支援事業では、ひだまりサロンや自治会への施設貸出に加え、地域交流会、ぷちぼあんまつりが行われ、運営協議会と地域住民、公社職員との交流を深めることができた。」

「8, 調布市国領高齢者在宅サービスセンター事業」

「利用者の個別状況を職員間で共有してサービス提供をするとともに、定期的に通所介護計画の見直しを行い、関係機関と連携を図りながら、課題を抱える利用者を積極的に受け入れた。サービスの質や専門的知識・技術の習得・向上等を目的に調布市認知症対応型通所介護事業所連絡会に出席し、情報交換等を行った。

平成26年度の利用延べ人数は9,058人、平成25年度よりも13人減少となっている。祝日の開所については、調布市と協議し、本年10月からの開所を予定している。祝日を含めた定期的な利用により、利用者の生活リズムの安定とともに、家族の介護負担の軽減を図るものである。

ボランティアについては、個人・団体をあわせ1,173人の方が事業に参加していただいた。ボランティア交流会を継続的に企画することで交流が深まり、活動の活性化につな

がった。

家族介護者の支援として、家族会を2回開催した。」

「9, 低栄養予防事業（いきいきクッキング）」

「要介護状態を予防するための栄養状態の維持，増進を図ることを目的に行っている事業である。管理栄養士による栄養ケア計画に基づく料理教室形式で，8回の講座を2コース実施した。また，低栄養予防の取組を継続できるよう，前年度の受講生を対象にフォローアップ講座を開催した。」

「10, 軽度生活援助事業」

「この事業は，高齢者の自立した生活の継続と，認知症高齢者を介護する家族の負担を軽減するため，介護職員や協力会員を派遣し，軽易な日常生活上の援助を行う調布市独自の施策事業を受託し，実施した。実施に際して，生活支援事業では公社で長年ホームヘルプサービスを提供してきた協力会員が，見守り事業では認知症高齢者対応の実績がある公社のヘルパーが援助を行った。このサービスを提供することで，利用者の状況を早い段階で把握することから，地域包括支援センターや民間事業所などへ速やかに情報提供を行うことが可能になり，関係機関と連携を図りながら，利用者をスムーズに介護保険制度へつなぐことができた。

軽度生活援助事業（見守り事業）では，介護保険制度が適用されない認知症の高齢者等に対し，公社のヘルパーが，見守りや散歩介助，話し相手などの援助を行った。介護が必要な認知症の方が増加しており，介護保険サービスの補完サービスとして利用が増加した。」

「11, 介護保険要介護認定事業」

「調布市の介護保険制度運営の円滑な遂行に協力するため，介護保険法に基づく要介護認定調査を行った。平成26年度は64件の認定調査を行い，対象者の心身の状態，日常生活等について訪問調査を行った。その結果，適正かつ円滑な制度運営の遂行に資することができた。」

「12, 障害者訪問介護事業」

「当事業は，障害者総合支援法に基づく訪問介護事業である。障害者の自立支援を目的に，公社のヘルパーが身体介護や家事援助を行った。平成26年度当初から，毎日，複数回利用されていた利用者が入所したことや，夏期に入院等で中止となった利用者が数人あったことで，訪問時間が大きく減少した。2月・3月に新規の利用者が増え，3月の訪問時間は50時間余，増加しているが，平成25年度に比べ，年間の訪問時間は450時間余減少した。」

『市民福祉及び地域福祉の増進のための普及啓発，人材育成並びに調査研究開発事業』

「13, 普及啓発事業」

「市民相互の支え合いによるあたたかい地域づくりを目指し，情報発信，住民同士の仲間づくりの場の提供など，さまざまな手法で福祉に関する普及啓発に努めた。地域包括ケアシステムの推進や今後の介護保険制度の改正を踏まえ，住民参加型事業の基盤を強化するため，協力会員登録説明会を拡充して実施した。「福祉講演会」では，視覚障害を持ちながらも学校教育や被災者支援などで活躍されているヴァイオリニストの増田太郎氏を招き，「心の握手～支えあえる地域を目指して～」をテーマに講演と演奏会を開催

した。211人の参加があり、支え合うことの大切さを共有することができた。家族介護者支援事業では、認知症の当事者、家族介護者、地域住民、専門職、ボランティア等が集い・交流する「だれでもカフェ」を、国領町と入間町の2拠点を活用し、平成26年7月からモデル事業として開始した。延べ150人の参加があり、専門職が家族介護者の悩みや相談を丁寧に受けるとともに、アドバイスや情報提供を行った。また、介護経験のあるボランティアが、家族介護者に寄り添いお話を伺うなど、心のケアやサポートに努めた。近隣の方の参加も多く、地域住民の交流を促すことでコミュニケーションの機会を創出することができた。参加者には、公社やデイサービス施設を知っていただく機会ともなった。

このほか、生きがい介護予防講座の自主グループである、「ゆうあいフォークダンス友の会」、「だいこんの会」、「ゆうあいネット」の3団体が、内閣府の社会参加活動事例として選考された。」

「14, 人材育成事業」

「公社の理念である「市民相互の助け合い」と「自立支援のための質の高いサービスの提供を通じてあたたかい地域づくり」を推進するため、介護の担い手や協力会員、ボランティアの育成、専門資格の取得を目指す実習生の受け入れ、講座、研修会、学習会の開催等と、さまざまな「学びの場」を提供し、介護など地域福祉の担い手となる人材の育成に努めた。6月には、「医療・福祉専門職のセルフケアとしてのマインドフルネス」、10月に「セルフネグレクトの実態とその支援方法について」をテーマに公開研修を実施し、地域全体のサービスの質の向上、福祉専門職のスキルアップに向けて取組を行った。」

「15, 調査研究開発事業」

「平成26年度においても、調布市内・外の関係機関が参加する会議の場での情報交換や連携を図り、公社事業全体で質の高いケアが行えるよう努めた。

高齢者の孤立予防の取組として、地域で援助者が支援を行う上で困難を感じるセルフネグレクト、自己放任について学び、高齢者の孤立を防ぎ、支援に生かすために公開研修を開催した。セルフネグレクトが起こる背景や要因、現状の実態について、講義形式で学ぶとともに、ワークショップで具体的に検討し合い、基本的な理解と支援技術の向上に努めた。

介護保険制度改正への対応としては、介護保険制度改正について随時情報を収集し、公社の介護保険事業と住民参加事業への影響を検討し、平成27年4月から円滑なサービスの提供に向けた準備を進めた。住民参加による新たなサービスについては検討を継続していく。

施設改修計画の作成については、重点事業として、改修が必要な12カ所を三期に分けて改修していく計画を作成した。

通所介護サービスにおける「支援困難事例」に関する調査については、調布市と共同で、通所介護サービスを提供する法人の協力を得て、調査を実施した。現在、集計と分析を進めており、利用者の状況、支援困難ケースの実態や対応方法の課題を把握し、共有することで今後の支援方法や問題の解決策として役立てていく。」

『その他の報告事項』

「16, 事業運営に関する事項」

「事業運営について、各係において職員間の連絡調整、介護保険制度改正への対応や見直しを行い、業務の効率化や事業の活性化と適切で安定した運営のための取組を行った。苦情解決の状況では、29件の苦情解決の状況をまとめ、職員が共有することにより、事業改善と再発防止を進めることができた。」

「17, サービスの質の向上」

「全体研修を2回実施したほか、係や担当ごとの研修にも社内会議等を活用し、積極的にサービスの質の向上に取り組んだ。常に情報共有、自己研鑽を進め、チームワークを磨きながら、よりよいサービスの提供に努めた。

外部研修では、介護・相談職に関する専門研修や管理運営に関する研修等に、延べ230人が167件、290日間参加した。特に、認知症及び介護保険制度改正に関する研修に多くの職員が参加し、情報収集や職務に関する講習会等で研鑽を積んだ。また、研修の成果を職員会議や係内会議等で報告し、情報や技術の共有に努めた。」

「18, 役員等・会議に関する事項」

「理事会・評議員会については、理事会を年6回、評議員会を年2回開催した。例年の協議、審議事項である収支予算と決算・事業計画及び報告に加え、平成26年度は、役員を選任、また、多くの規程類の整備についてご審議いただいた。」

「19, 事業報告書附属明細書について」

「事業報告書附属明細書については、公社の定款第9条に定めがあり、事業報告を補足するものとして、理事会の決議、また、定時評議員会の承認を受けているものである。今回は、報告すべきものは全て事業報告の中に入っていることから、「該当なし」となっている。」

理事より、「食事提供サービスにおいて、いろいろな形態のお食事を提供しているようだが、塩分とか、治療食までいなくても、カロリーなどが問題になる在宅の患者さんがたくさんいらっしゃると思う。そのようなメニューもこの中に入っているのか」との質問があった。「公社の食事サービスにおいて、食事の形態としては、一般的に常食と言われるものである。基本的に、管理栄養士がカロリー計算や塩分の計算等しながら、バランスのよい食事提供に努めている。塩分控え目とか、治療食に関しては、実際にそういう治療食的なものを提供できている状況ではないため、今後の課題として捉える。また、形態という意味では、お粥、刻み、超刻み等、形態を変える形で、ご利用者様のニーズに合わせて提供している」との答弁があった。

理事より、「在宅の方のお食事が、薬を飲むのと同じように大切なことがたくさんあるので、今後ご検討いただきたい」との要望があった。

理事より、「それぞれの事業内容について評価というのが一つ一つついているが、この評価はどなたがなさるのか」との質問があった。「現在は、担当者が行い、この報告をまとめる時点の課長決裁で、課の課長の合意も得て、内部の評価をしている」との答弁があった。

理事より、「前向きな評価が多いようで結構なことだと思うが、今後の課題とか、今後に残しているものが少ないように思い、それはそれでよろしいのだが、その辺も、これからずっとつながっていくものなので、少し考えていただくとよいかなと思っ

た」との意見があった。「その辺は、また中期計画の中でも触れさせていただくようになると思うので、今のご意見を踏まえて今後に生かしていきたい」との答弁があった。審議の結果、原案通り出席理事全一致で可決し、承認された。

イ 議案第 5 号 平成 26 年度収支決算（案）について

事務局より次のように説明があった。

『貸借対照表』

「平成 27 年 3 月 31 日現在の貸借対照表である。Ⅰ、資産の部。流動資産合計は 8,001 万 4,664 円。その主な内訳は、現金預金が 4,876 万円余、未収金が 3,092 万円余である。公社の未収金はサービス利用料が主なものであるが、サービスの提供月と収入月が異なることから未収金が生じるもので、その内容は、国民健康保険団体連合会の介護給付費が 2,151 万円余、利用者が 915 万円余となっている。

固定資産の内訳は、(1) 地方債券で運用している基本財産が 3 億円、(2) 特定資産として普通預金で管理している事業運営基金が 1,677 万円余、(3) その他固定資産が 1,649 万円余で、その主な内容は、建物附属設備のヘルパーステーションと第二事務所の改修費及び事業で使用するパソコンのソフトウェアとなっている。

流動資産と固定資産を合わせた資産合計は、4 億 1,328 万 7,920 円である。

Ⅱ、負債の部。流動負債合計は 3,861 万 8,818 円。その主な内訳は、未払金が 2,762 万円余、その主な内容は、職員給料で 1,558 万円余、取引業者が 578 万円余となっている。

調布市預り金は、平成 26 年度事業の精算に伴う補助金、委託金の返還金である。

負債に資本とされる正味財産を加えた合計は 4 億 1,328 万 7,920 円で、資産合計と同額となり、貸借は一致している。

なお、貸借対照表の詳細については、財産目録に記載しているので、後ほどご確認いただきたい。」

『正味財産増減計算書』

「経常増減の部については、3 ページ中段の経常収益計のとおり、5 億 6,204 万 6,949 円。経常費用は、4 ページ中段の経常費用計のとおり、5 億 7,274 万 5,688 円となった。この結果、当期経常増減額はマイナス 1,069 万 8,739 円となる。この内訳については、減価償却費と、後ほどご説明する収支計算書の当期収支差額になる。このことにより、一般正味財産期首残高から当期経常増減額を控除した一般正味財産期末残高は、7,466 万 9,102 円となる。これに、基本財産である指定正味財産の 3 億円を加え、正味財産期末残高は 3 億 7,466 万 9,102 円となる。

5 ページの正味財産増減計算書内訳表は、公社の会計を、公益事業を経理する公益目的事業会計と、法人の管理にかかわる部分を経理する法人会計に区分した内訳である。

7 ページから 9 ページは財務諸表に対する注記として、重要な会計方針等、財務諸表本文に対する補足説明となる。」

『収支計算書（中科目集計）』

「平成 26 年度の公社の収支決算額は、収入においては、事業活動収入計 5 億 6,947 万 6,781 円で、支出は、事業活動支出計 5 億 7,720 万 2,490 円となった。この結果、当期

収支差額は、マイナス 772 万 5,709 円となった。この主な要因は、公社自主事業のうち障害者訪問介護事業、居宅介護支援事業、ぷちぼあん事業において、当期収支差額がマイナスになったことによるものである。

障害者訪問介護事業において、毎日、複数回援助に入る利用者が入所され、訪問の回数と時間が減ったこと、居宅介護支援事業においては、職員の配置がえに伴う人件費の増加に対して収入が微増となったこと、ぷちぼあん事業においては、ショートステイを月の半分程度利用する利用者が増えたことや、在籍はしているが、通所に対し強い拒否感があり、なかなか利用につながらない利用者がいたためなどで、年間を通して利用率が落ちたことによるものである。この結果を重く受けとめ、収支の改善に向け、これまで以上に公社の PR を積極的に行うなど、自主事業の利用率を上げる対策を講じていく。この結果、繰越金については、前期繰越収支差額 4,912 万 1,555 円から当期収支差額を減額し、次期繰越収支差額は 4,139 万 5,846 円となる。

15 ページから 28 ページは収支計算書を小科目、節科目単位に集約したものである。29 ページからは、この収支計算書に対する注記で、資金の範囲や予算の流用について記載している。」

引き続き、監事より監査結果の報告があった。

「公益財団法人調布ゆうあい福祉公社定款第 24 条及び関連法令に基づき、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの平成 26 年度における理事の職務の執行を監査した。その方法及び結果について、次のとおり報告する。

監査の方法及びその内容について。業務監査については、理事会等に出席し、運営状況を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について監査した。

会計監査について。会計帳簿及び関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて、計算書類、いわゆる貸借対照表及び正味財産増減計算書及びその附属明細書並びに財産目録の適正性を確認した。

監査の結果報告。事業報告及びその附属明細書については、法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しているものと認める。また、理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実は認められない。

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録については、一般に公正妥当と認められる公益法人会計基準並びに関係法令、定款及び会計規程等に従い、法人の財産及び収支の状況を正しく表示しているものであるということを認める。

なお、監事からの所感として一言申し添える。平成 25 年度においては、介護保険事業において収支差額が大きくマイナスになっていた。平成 26 年度では、収支差額に改善は見られるが、引き続き適正な事業執行及び予算執行に努めていただき、円滑な運営をお願いする。」

審議の結果、原案通り出席理事全一致で可決し、承認された。

ウ 議案第 6 号 定時評議員会の招集及び提出議案について

事務局より次のように説明があった。

「評議員会は、定款第 18 条の規定により、理事会の決議に基づき理事長が招集すること

になっている。このことから、平成 27 年 5 月 8 日金曜日、午後 3 時 30 分より、平成 26 年度事業報告、平成 26 年度収支決算についてご審議いただくため、平成 27 年度定時評議員会を、国領高齢者在宅サービスセンターにおいて開催すべく提出するものである。」

審議の結果、原案通り出席理事全一致で可決し、承認された。

(4) 報告事項

ア 報告第 1 号 平成 26 年度第 3 四半期苦情解決状況について

事務局より次のように報告があった。

「平成 26 年 10 月から 12 月までの 3 カ月間に、苦情の申し出は 7 件あった。管理係に関するものが 1 件、住民参加型サービスに関するものが 3 件、地域包括支援センターに関する苦情が 3 件である。

①は、請求書・領収書がわかりにくい。

②は、初回面接のソーシャルワーカー及び派遣した協力会員の言動に不快を感じた利用者のケアマネからの申し出。

③は、食事の配達時間について。

④は、間違ってお粥が届いた、2 回目である、との申し出。

⑤は、認定調査訪問の際の人数についての苦情。

⑥は、申請対応の遅れについて。

⑦は、担当者との連絡体制と電話取り次ぎの対応についてである。

それぞれの苦情と対応の詳細については、資料に記載のとおりである。④の食事の配達間違いや、⑥の対応の遅れについて、改善を進めた。また、今期においても、職員の対応がよくない、説明がわかりにくいといった内容があった。一方、⑤のように対応や説明が難しいケースもあるが、接遇の改善、そして利用者にわかりやすい説明や書類作成を心がけていく。その他の苦情についても、苦情に至った要因を究明し、対策を考え、再発防止に努めた。これからも全職員で情報を共有し、よりよいサービスを提供していく。」

以上の報告に関し、了承された。

イ 報告第 2 号 平成 26 年度中期計画の取組状況について

事務局より次のように報告があった。

「1 月の平成 26 年度第 3 回定時理事会において、中期計画の取組として、平成 26 年度事業計画の五つの重点事業を中心にした 20 の取組について、第 3 四半期までの取組状況を報告した。今回は、平成 26 年度 1 年間の取組状況を報告する。

1 ページ、2 ページの見開きは、中期計画の全 40 の取組の一覧である。網かけが 20 の重点取組である。3 ページ以降が重点取組の内容と内部評価である。評価は、◎、○、△で、一番右の欄に記載している。平成 26 年度事業報告と重なる部分もあることから、概略を説明する。

取組番号 1、「管理システム、会計システムの充実、効率化」。会計システムを活用し、自主事業の執行状況の情報共有を進めた。また、人事管理システムの活用で研修受講を

計画的に進めた。

取組番号 2, 「食事サービスの見直し」。食事サービス事業のあり方に関する報告書並びにロードマップに基づき, 協力会員と協働で取り組んでいる。昨年 4 月の消費税増税後も利用料を据え置き, 実質的な値下げをした。また, 多様化する利用者のニーズに対応するためのチェック体制を強化するとともに, 学習会等を開催した。10 月から 11 月には, おなかまさんと食事配達における防災訓練を行った。

取組番号 5, 「総合相談事業の充実」, 6, 「地域ネットワークの充実」は, 一定の成果を上げることができた。

取組番号 12, 「居宅介護支援事業の推進」においては, 引き続きターミナル期のケースの支援にも取り組んでいる。

一方, 取組番号 22, 「専門職の事務作業の効率化」, 23, 「業務マニュアルの作成」, 24, 「各種委員会の再構築」においては, それぞれ記載のとおり取組をしたが, 公社全体として十分な取組には至らなかった。平成 27 年度の事業計画において, 重点事業, 「公社の将来ビジョンの検討・運営体制の整備」として進めることとしている。

取組番号 38, 「市内介護保険事業者を対象とした研修会等の開催」。6 月と 10 月に公社の研修を 2 回, 公開実施したほか, 調布市障害福祉課主催の研修など外部研修に講師として職員を派遣した。

取組番号 40, 「中期計画に対する評価」。中期計画の進行管理をするとともに内部評価を行い, このような取組シートとしてまとめている。

中期計画の改訂については, 平成 26 年度第 4 回定時理事会において素案を報告し, 平成 27 年度第 1 回定時理事会, つまり本日, 中期計画(改訂版)(案)をご審議いただくこととしていた。しかし, 4 月の人事異動により, 公社並びに調布市の体制が大きく変わり, 市との協議ができなかったため, 中期計画改訂版を案として本日提出できなかった。9 月の第 2 回定時理事会においてご審議をお願いする予定である。」

以上の報告に関し, 了承された。

以上で, 本日の案件について全て終了した。